

ブザーバーやイベントにおける講師謝金及び交通費、バス借上費、通信費、印刷費、消耗品費、機材レンタル費、旅費その他事業を実施するために必要と認められる経費

7. 留意事項

- (1) 業務の遂行状況について、随時協議会に報告を行うなど、連絡を密に行なうこと。
- (2) 原則として、受託者は本業務の一部または全部の実施を第三者に再委託してはならない。なお、やむを得ず再委託を行なう場合は、協議会の指示に基づき事前に必要な手続きを行なうこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定める。仕様に関しての疑義についても同様とする。

8. 成果物

成果品の内容及び提出部数 以下の成果物等について、以下に示す部数を提出するものとする。

- ・業務委託報告書 1部
- ・成果物 電子データ 一式